

議案第47号

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月24日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

(養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年養父市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(報酬の額) 第2条 前条の規定により投票管理者等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 第2号及び第3号以外の選挙の場合は次の表のとおりとする。		(報酬の額) 第2条 前条の規定により投票管理者等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 第2号及び第3号以外の選挙の場合は次の表のとおりとする。	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400 円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600 円</u>

改 正 案		現 行	
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 <u>12,400 円</u>	指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,900 円</u>
開票立会人	日額 <u>10,100 円</u>	開票立会人	日額 <u>8,900 円</u>
選挙立会人	日額 <u>10,100 円</u>	選挙立会人	日額 <u>8,900 円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500 円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300 円</u>
選挙長	日額 <u>12,200 円</u>	選挙長	日額 <u>10,800 円</u>
開票管理者	日額 <u>12,200 円</u>	開票管理者	日額 <u>10,800 円</u>
備考 (略) (2)・(3) (略)		備考 (略) (2)・(3) (略)	

(養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正)

第2条 養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成24年養父市条例第9号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金</p>

改 正 案	現 行
<p>額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。